

☆*****

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC （○）
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他 （ ）

【タイトル】 令和2年改正法の整備等政令の公布について

☆*****

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

2021年8月6日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（令和3年政令第229号、以下「整備等政令」）が公布されました。

これは、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号、以下「令和2年改正法」）に関連して、DC法施行令・DB法施行令等について所要の改正等を行うもので、パブリックコメント手続きが行われていたものです。

<パブリックコメントの結果について>

・「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案」に対する意見募集の結果について

<[https://public-comment.e-](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210037&Mode=1)

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210037&Mode=1](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210037&Mode=1)>

「令和2年改正法」は、公的年金の受給開始年齢を60～70歳から60～75歳に拡大する等、幅広い内容を含んでいますが、今般公布された整備等政令のうち、企業年金・個人年金に関する内容は、以下のとおりです。

<整備等政令の概要（企業年金・個人年金関係）>

(1) 企業型DCおよび個人型DCの加入可能年齢が引上げられることに伴い、個人型DCについて、以下のような所要の改正を行う。

- ・国民年金の任意加入被保険者に係る各月の拠出限度額を6.8万円とする。
- ・政令で定める公的年金の給付を受給する者は加入者としなかったため、当該給付を繰上げ受給の老齢基礎年金および老齢厚生年金とする。

(2) 企業型DCから通算企業年金への移換およびDBの残余財産を個人型DCに移換することを可能としたこと等に伴い、手続規定の整備等の所要の改正を行う。

(3) 企業型DC加入者の個人型DC加入の要件緩和がなされることに伴い、以下のような所要の改正を行う。

- ・企業型DCの加入者が個人型DCに加入する場合は、事業主掛金を毎月拠出かつ各月の拠出限度額の範囲内に納める。
- ・企業型DCに加入する個人型DCの加入者は、各月の拠出限度額を2万円（DBの加入者等は1.2万円）（当該月の事業主掛金額が3.5万円（DBの加入者等は1.55万円）を超えたときは超えた額を控除した額）とし、個人型年金加入者掛金を毎月拠出かつ各月の拠出限度額の範囲内に納める。

上記の企業年金・個人年金関係の改正内容について、施行期日は以下のとおりです。

<施行期日>

- ・(1)、(2) : 2022 (令和4) 年5月1日
- ・(3) : 2022 (令和4) 年10月1日

なお、令和2年改正法の概要については、以下の年金NEWSをご参照ください。

<ご参考>

DC法・DB法の改正について（年金NEWS）

https://www.sa.nissay.co.jp/_media/info2020/nenkin/n710_nenkin_news_20200702_1.pdf

https://www.sa.nissay.co.jp/_media/info2020/nenkin/n710_nenkin_news_20200702_2.pdf

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティング課

年金NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202108-170-0214-D